

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		消防関係事務手数料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市消防関係事務手数料条例
条 項		第 4 条
所 管 部 課		予防部査察指導課（電話：048（833）7543）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	承認は、別紙「消防関係事務手数料の減免に関する要綱」第2条の要件に適合するときに行うものとする。
	設定等年月日	平成27年8月18日設定 平成28年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (災害復旧のため特に必要と認めた場合にのみ適用する。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		